

保証月報 2022 4

城	十	春
下	五	や
哉	万	昔
	石	
	の	

子規



Guarantee Information »

- 2022年度 組織体制のご案内
- 緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）のご案内
- 「保証協会団信」 申込関係書類の改訂等について

Column »

- ◇ えひめ癒しのOUTDOOR①「小田深山溪谷」



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

保証月報 2022 4

Contents

保証情報 Guarantee Information >>

2022年度 組織体制のご案内	1
緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）のご案内	2
「保証協会団信」申込関係書類の改訂等について	4

保証状況 Guarantee Condition >>

今月の保証概況（2022年3月）	5
本・支店別保証状況 金融機関別保証状況	6
業種別保証状況	7
金額別・期間別・用途別保証状況	8
市町制度保証状況	9
ランキングベスト10	10
金融機関店舗別保証状況	11

融資保証制度 Loan Guarantee System >>

融資保証制度一覧	17
信用保証料率表	27
保証協会団信実績	30

コラム Column >>

えひめ癒しのOUTDOOR①「小田深山溪谷」

〈当協会ホームページのご案内〉

愛媛県信用

検索

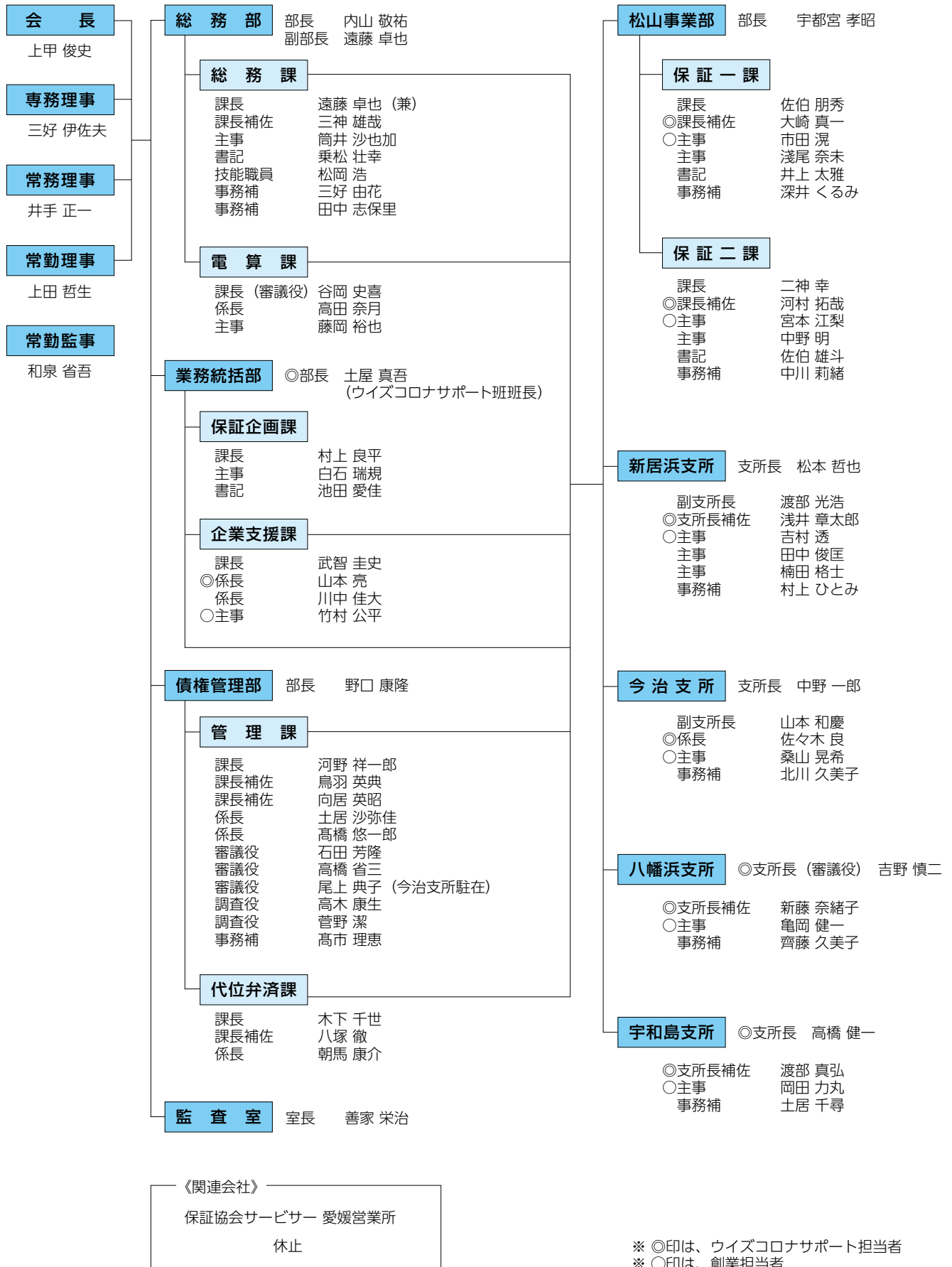
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



お知らせ (更新・新着情報)

- 2022年04月06日 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について
- 2022年04月06日 役員の変更について
- 2022年04月01日 保証の概況:「2022年3月」を掲載しました。
- 2022年03月31日 愛媛県中小企業融資制度「新事業創出支援資金」の信用保証料補助の実施期間の延長について
- 2022年03月29日 4月1日より「県緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」の取扱いを開始します。

愛媛県信用保証協会 組織図 (2022年4月1日)



〈緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)のご案内〉

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内の小規模・中小企業者の方々の経営改善を支援するため、2022年4月1日より、愛媛県中小企業制度融資「緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)」の取扱いを開始しました。

なお、取扱いについては、2023年1月末実行分までとなります。

売上高減少要件確認書を作成する際には、当協会HPの金融機関専用ページの書式ダウンロードにて掲載しております下図の売上高減少要件確認支援ツールをご活用ください。

(愛媛県中小企業融資制度)

緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業者等の皆様の経営改善を支援するため、「緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)」を実施するとともに、同資金を利用する際の信用保証料を補助します。

- 融資対象者**
県内に事業所を有し、受援県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合で、次の条件のいずれかに該当し、経営行動に係る計画を策定している方
 (1) セーフティネット保証4号(売上高が前年同期比▲30%以上等)認定を受けていること
 (2) セーフティネット保証5号(平況業種で売上高が前年同期比▲6%以上等)認定を受け、次のいずれかに該当すること
 ① 売上高等減少率が▲10%以上であること
 ② 売上高等減少率が▲10%未満であって、最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して▲10%以上減少していること
 (3) 次のいずれかに該当すること
 ① 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して▲10%以上減少していること
 ② 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して▲5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して▲10%以上減少していること
 ○各保証の詳細については、中小企業庁のHPをご確認ください。
 << セーフティネット保証 >> 検索
- 融資条件**

対象となる方	「1」融資対象者(①X②)	「1」融資対象者(③)
資金使途	運転資金・経費資金・償還資金	
融資限度額	6,000万円	
融資期間(付担保期間)	10年以内(5年以内)	
融資利率	年1.50%	
保証利率	0%<保証料のご負担はありません>	年00-035%

- 届付書類** (詳しくは金融機関と信用保証協会の窓口にお問い合わせください。)
信用保証協会所定の申込資料の送付
 (1) 経営行動計画書
 (2) 市町長の認定書 (融資対象(1)(2)の方)
 (3) 売上高減少要件確認書 (融資対象(2)②及び(3)の方)
- 取扱金融機関** (融資の相談・申込み)
伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、高工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、親善信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行
- 実施期間** 令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

○融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添い兼ねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【制度に関するお問い合わせ先】
 愛媛県中小企業制度融資支援資金部 愛媛県信用保証協会保証部(中小企業支援課)
 TEL:099-912-2461 FAX:099-912-2479 TEL:099-931-2114 FAX:099-931-1026

〈売上高減少要件確認支援ツール〉

入力してください。

売上高減少要件確認書記入日: **2022年2月**

最近1か月(確定書記入日から遡ること3か月までが対象です。)

2022年1月売上高	10,000,000	円
2021年12月売上高	11,000,000	円
2021年11月売上高	15,000,000	円

売上高1.5%未満の場合、入力不要です。

最近1か月に対応する前年同月

2021年1月売上高	10,200,000	円
2020年12月売上高	12,000,000	円
2020年11月売上高	16,000,000	円

2019/1期～2020/1期までが対象です。

コロナ前決算売上高	150,000,000	円
-----------	-------------	---

※2020/1期は、2020年1月29日までに決算期が到来するものとなります。

SN5号売上高減少率▲1.5%未満 (単位:円)

最近1か月間	2021年11月	2021年12月	2022年1月	
最近1か月間に対応する前年同月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	
前年同月売上高	16,000,000	12,000,000	10,200,000	(2) Aに入力
コロナ前決算の平均売上高	12,500,000	12,500,000	12,500,000	(2) Bに入力
売上高減少率(1.5%以上)	-28.0%	4.0%	18.4%	
要件充足の判定	×	×	○	

一般保証1.5%以上(履歴1年1か月以上) (単位:円)

最近1か月間	2021年11月	2021年12月	2022年1月	
最近1か月間売上高	15,000,000	11,000,000	10,000,000	(1) Aに入力
最近1か月間に対応する前年同月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	
前年同月売上高	16,000,000	12,000,000	10,200,000	(1) Bに入力
売上高減少率(1.5%以上)	6.2%	8.3%	1.9%	
要件充足の判定	×	×	×	

一般保証5%以上1.5%未満 (単位:円)

最近1か月間	2021年11月	2021年12月	2022年1月	
最近1か月間売上高	15,000,000	11,000,000	10,000,000	(2) Aに入力
最近1か月間に対応する前年同月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	
前年同月売上高	16,000,000	12,000,000	10,200,000	(2) Bに入力
売上高減少率(5%以上)	6.2%	8.3%	1.9%	
要件充足の判定	○	○	×	
コロナ前決算の平均売上高	12,500,000	12,500,000	12,500,000	(2) Cに入力
売上高減少率(1.5%以上)	-28.0%	4.0%	18.4%	
要件充足の判定	×	×	×	

上記を原則的な取扱いとして、売上高減少要件に該当しない場合には例外的な対応も可能です。 (別sheet参照)

〈 資格要件 〉

保証対象	県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合で次の(1)~(3)のいずれかの要件に該当し、経営行動に係る計画を策定する方		
	(1)経営安定関連4号	(2)経営安定関連5号	(3)一般保証 (普通保険・無担保保険)
	売上高が前年同期比▲20%以上等認定を受けていること	不況業種で売上高が前年同期比▲5%以上等認定を受け、次のいずれかに該当すること	次のいずれかに該当すること
		①売上高等減少率が▲15%以上であること	①最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して▲15%以上減少していること
②売上高等減少率が▲15%未満であって、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が、コロナ前決算の月平均売上高等と比較して▲15%以上減少していること	②最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して▲5%以上減少、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して▲15%以上減少していること		

〈 保証条件 〉

保証対象	(1)経営安定関連4号	(2)経営安定関連5号	(3)一般保証 (普通保険・無担保保険)
保証限度額	6,000万円		
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金		
保証期間	一括返済の場合：1年以内/分割返済の場合：10年以内 (据置期間5年以内)		
保証料率	借入金額に対し0.85% (経営者保証免除対応の場合1.05%) ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。		一般保証の保証料率・保証料補助は、下記参照。 ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。 ※条件変更保証料は補助対象外。
保証料補助	国	0.65%相当の額 (経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%) を国が補助する。 ※条件変更保持の保証料は補助対象外。	
	県	0.20%相当の額を県が補助する。 ※条件変更時の保証料は補助対象外。	
中小企業者負担	0.00%※条件変更時は0.85% (経営者保証免除対応の場合は1.05%)		
貸付形式	手形貸付・証書貸付	貸付利率	年1.50%
返済方法	一括返済・分割返済	連帯保証人	原則として、法人代表者以外は徴求しない
担保	必要に応じて徴求		

一般保証の保証料率及び保証料補助	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	国保証料補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	
	県保証料補助 (%)	0.20									
	事業者負担 (%)	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	

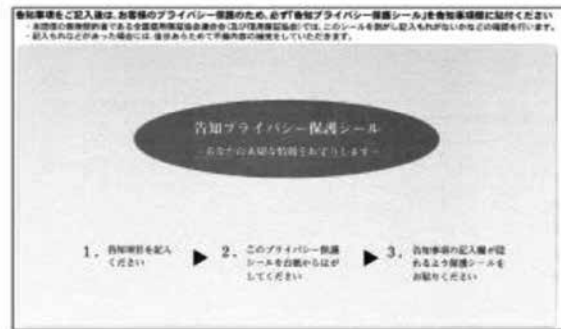
〈「保証協会団信」申込関係書類の改訂等について〉

保証協会団信において、申込関係書類を改訂するとともに、特約料振替口座指定金融機関と借入申込金融機関が異なる場合に取得している「個人情報の取扱いについて」の同意書（読替措置）による運用を廃止するなど、申込者の負担軽減を図ることを目的とした事務を見直すことになりました。

新書式は、(株)日本生命保険相互会社より5月中旬を目処に各金融機関へ順次発送されますので、到着後、すぐにご利用いただけます。なお、『申込書兼告知書』の経過措置として、旧書式の『申込書兼告知書』（平成31年4月改訂版）は、告知日が本年8月31日までであればご利用可能ですが、告知日が本年9月1日以降から新書式に完全移行しますので、ご協力をお願いいたします。

また、今般の改訂に伴い、以下の(1)、(2)の事務が見直され、新書式の利用開始から適用されることになりましたのでお知らせします。

(1) 告知プライバシー保護シールの廃止



(2) 「個人情報の取扱いについて」の同意書（読替措置）廃止

様式：「個人情報の取扱いについて」の同意書（読替措置）

「個人情報の取扱いについて」の同意書（読替措置）	
一般社団法人保証協会保証協会 部中	
_____ 信用保証協会 部中	
特約料振替口座指定金融機関 部中	
借入申込金融機関 部中	
引受金融機関会社（多額貸付：日本生命保険相互会社） 部中	
借入申込者記入欄	
姓名字記入日	____年 ____月 ____日
氏名	_____
※必ずお読みください。 ※お断りとお断りをお断りください。	
<p>私は、「保証協会保証協会」申込書兼告知書の「個人情報の取扱いについて」に記載されている「特約料振替口座指定金融機関」については、下記の通り読み替えることについて同意いたします。</p>	
印	
特約料振替口座指定金融機関	_____（金融機関名）
借入申込金融機関	_____（金融機関名）

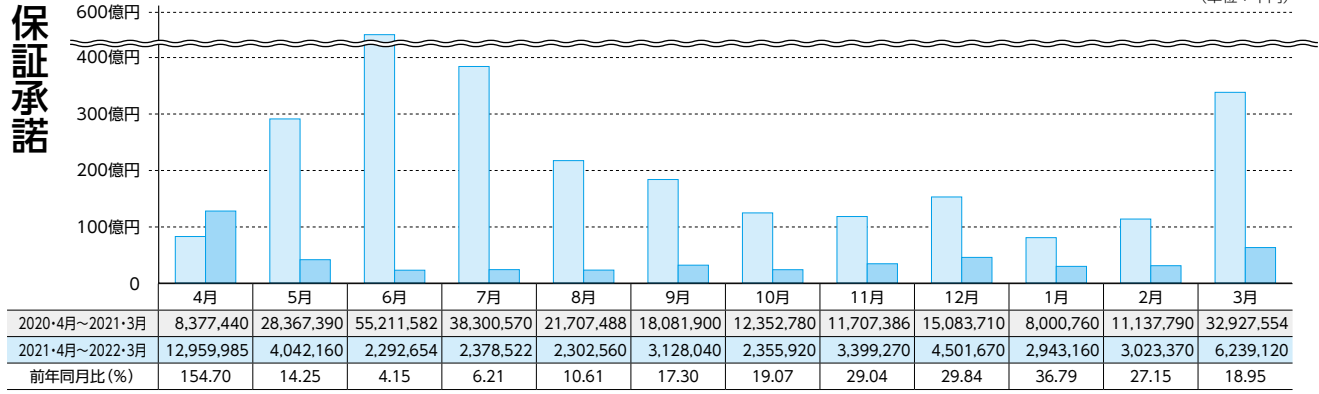
〈実績〉

(単位:千円)

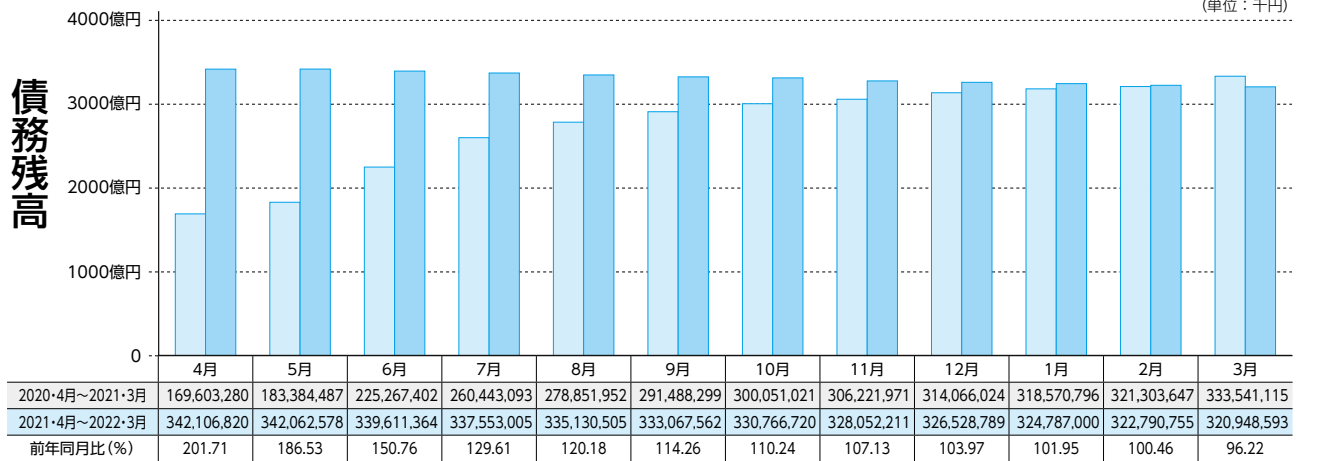
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	468	5,655,034	20.77	13.55	4,183	36,554,028	21.02	13.03
保証承諾	499	6,239,120	26.70	18.95	4,713	49,566,431	24.93	18.97
保証債務残高	—	—	—	—	32,148	320,948,593	100.43	96.22
代位弁済	16	203,310	88.89	381.11	163	1,747,533	114.79	190.11

〈推移グラフ〉

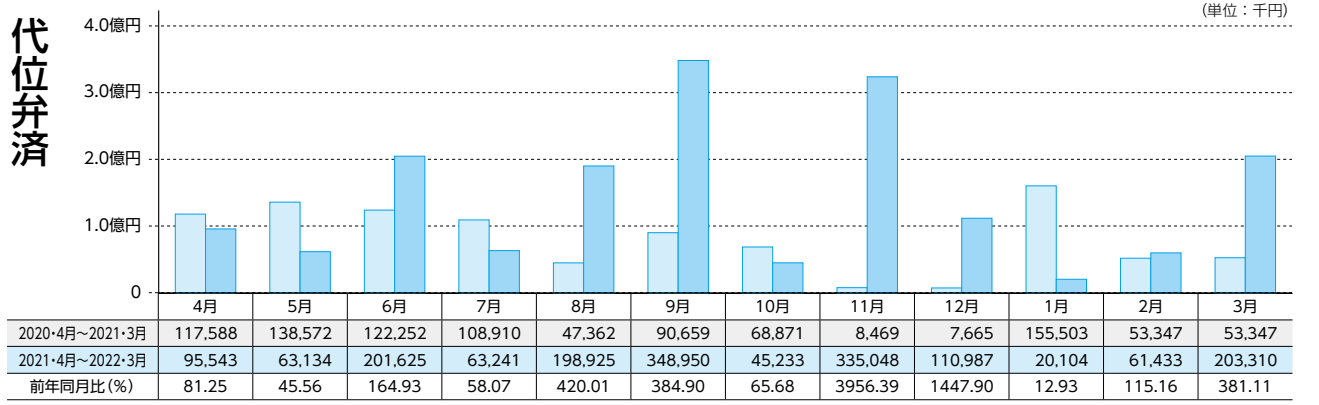
(単位:千円)



(単位:千円)



(単位:千円)



本・支所別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	227	2,795,140	18.26	2,339	24,281,650	19.98	14,865	149,817,971	97.51	13	159,909	543.88	66	612,257	125.94
新居浜	100	1,273,330	15.66	878	8,300,234	11.97	7,583	78,818,054	93.79	1	3,359	19.72	56	595,914	270.16
今治	68	815,550	14.36	655	8,994,025	23.43	4,585	48,058,642	99.42	0	0	0.00	14	156,863	138.73
八幡浜	49	836,180	39.39	409	4,296,935	25.62	2,576	23,814,644	93.88	0	0	-----	8	78,562	409.44
宇和島	55	518,920	30.75	432	3,693,587	24.23	2,539	20,439,282	92.23	2	40,041	4,438.39	19	303,936	378.90
合計	499	6,239,120	18.95	4,713	49,566,431	18.97	32,148	320,948,593	96.22	16	203,310	381.11	163	1,747,533	190.11

金融機関別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	176	2,308,480	1,420	18,187,159	36.69	10,935	135,946,177	42.36	10	129,874	66	948,859	54.30	
	四国	2	5,000	29	355,500	0.72	367	5,142,019	1.60	0	0	1	18,256	1.04	
	百十四	7	87,500	38	650,500	1.31	549	8,959,601	2.79	0	0	6	39,179	2.24	
	阿波	4	115,000	8	161,500	0.33	131	2,711,103	0.84	0	0	0	0	0.00	
	広島	4	63,000	54	859,400	1.73	618	8,275,171	2.58	0	0	4	15,658	0.90	
	中国	0	0	9	235,000	0.47	116	2,752,590	0.86	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	35,000	4	190,000	0.38	54	1,322,587	0.41	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	2	50,000	0.10	8	156,938	0.05	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	2	72,000	0.15	8	226,552	0.07	0	0	0	0	0.00	
	三菱UFJ	0	0	0	0	0.00	5	65,714	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	162	2,623,350	1,474	16,514,800	33.32	9,437	81,104,788	25.27	3	16,463	43	317,426	18.16	
	香川	21	147,000	193	2,662,600	5.37	1,593	20,149,045	6.28	2	40,041	17	224,359	12.84	
高知	2	31,550	38	512,850	1.03	316	3,677,132	1.15	0	0	3	12,523	0.72		
徳島大正	1	1,000	20	198,000	0.40	213	2,564,929	0.80	0	0	0	0	0.00		
もみじ	0	0	0	0	0.00	1	10,000	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	380	5,416,880	3,291	40,649,309	82.01	24,351	273,064,345	85.08	15	186,379	140	1,576,261	90.20		
信用金庫	愛媛	78	496,170	1,073	6,938,065	14.00	5,491	33,726,380	10.51	1	16,931	12	47,979	2.75	
	川の江	5	107,000	32	281,200	0.57	360	3,394,343	1.06	0	0	0	0	0.00	
	東予	12	109,500	98	568,540	1.15	706	4,025,256	1.25	0	0	1	4,628	0.26	
	宇和島	23	104,570	208	970,377	1.96	1,029	4,543,361	1.42	0	0	6	58,391	3.34	
	観音寺	1	5,000	6	32,140	0.06	175	1,933,880	0.60	0	0	4	60,274	3.45	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	119	822,240	1,417	8,790,322	17.73	7,761	47,623,220	14.84	1	16,931	23	171,272	9.80		
信組	朝銀西	0	0	1	8,000	0.02	1	7,863	0.00	0	0	0	0	0.00	
	宿毛商銀	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	0	0	1	8,000	0.02	1	7,863	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	2	20,968	0.01	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	1	4,000	0.01	12	16,850	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	0	0	3	114,800	0.23	21	215,346	0.07	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	0	0	4	118,800	0.24	35	253,164	0.08	0	0	0	0	0.00		
合計	499	6,239,120	4,713	49,566,431	100.00	32,148	320,948,593	100.00	16	203,310	163	1,747,533	100.00		

業種別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末			
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比	
製 造 業	66	1,047,050	625	8,135,880	16.41	4,892	59,299,878	18.48	1	16,931	30	367,227	21.01	
食 料 品 工 業	10	230,000	92	1,171,140	2.36	693	9,367,181	2.92	1	16,931	4	83,013	4.75	
織 維 品 工 業	9	118,500	73	1,606,160	3.24	533	7,606,802	2.37	0	0	0	0	0.00	
木 材 ・ 木 製 品 工 業	2	52,000	15	256,000	0.52	156	2,339,768	0.73	0	0	0	0	0.00	
家 具 ・ 建 具 工 業	2	34,000	20	147,300	0.30	112	922,538	0.29	0	0	0	0	0.00	
紙 工 業	4	86,000	29	377,000	0.76	340	5,184,353	1.62	0	0	9	148,142	8.48	
製 版 ・ 製 本 業	0	0	3	53,200	0.11	14	92,427	0.03	0	0	0	0	0.00	
化 学 工 業	3	90,000	9	205,500	0.41	35	562,714	0.18	0	0	0	0	0.00	
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0	0.00	6	68,834	0.02	0	0	0	0	0.00	
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	1	2,500	11	116,500	0.24	81	1,009,819	0.31	0	0	0	0	0.00	
ゴ ム 製 品 製 造 業	1	5,000	3	17,000	0.03	14	223,932	0.07	0	0	0	0	0.00	
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	2	9,165	0.00	0	0	0	0	0.00	
窯 業	0	0	16	263,000	0.53	150	1,792,501	0.56	0	0	0	0	0.00	
機 械 工 業	4	71,000	61	917,040	1.85	644	9,675,002	3.01	0	0	1	5,009	0.29	
電 気 機 器 工 業	0	0	9	116,000	0.23	134	1,977,795	0.62	0	0	0	0	0.00	
車 輜 工 業	0	0	5	32,000	0.06	21	299,887	0.09	0	0	1	672	0.04	
船 舶 工 業	2	34,000	12	249,950	0.50	85	1,042,663	0.32	0	0	3	19,239	1.10	
金 属 工 業	11	187,500	111	1,550,780	3.13	788	9,260,522	2.89	0	0	3	24,179	1.38	
ソ フ ト ウ ェ ア 業	2	9,000	17	105,940	0.21	182	1,835,045	0.57	0	0	2	1,479	0.08	
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
農 林 漁 業	0	0	2	27,000	0.05	19	213,002	0.07	0	0	0	0	0.00	
そ の 他 の 工 業	15	127,550	137	924,370	1.86	883	5,815,929	1.81	0	0	7	85,495	4.89	
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
土 石 採 取 業	1	10,000	6	107,000	0.22	46	524,168	0.16	0	0	0	0	0.00	
木 材 伐 出 業	0	0	11	61,100	0.12	28	147,942	0.05	0	0	0	0	0.00	
建 設 業	139	1,792,660	1,277	11,790,894	23.79	7,901	75,874,861	23.64	10	114,752	49	405,830	23.22	
卸 売 業	41	835,100	417	6,000,560	12.11	3,175	41,923,367	13.06	2	40,041	27	273,255	15.64	
小 売 業	57	673,400	622	5,999,035	12.10	4,377	39,069,940	12.17	0	0	34	520,832	29.80	
飲 食 店	46	359,000	353	1,912,800	3.86	2,623	14,306,723	4.46	0	0	2	27,095	1.55	
不 動 産 業	12	94,400	151	1,486,960	3.00	975	9,876,951	3.08	0	0	1	3,270	0.19	
運 送 業	17	293,700	220	4,424,300	8.93	1,334	21,626,273	6.74	3	31,586	4	37,720	2.16	
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
倉 庫 業	0	0	2	44,000	0.09	12	250,116	0.08	0	0	0	0	0.00	
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	1	2,900	3	11,400	0.02	22	284,320	0.09	0	0	0	0	0.00	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	5	80,000	0.16	48	468,748	0.15	0	0	0	0	0.00	
印 刷 業	4	72,000	26	362,840	0.73	220	2,606,985	0.81	0	0	0	0	0.00	
出 版 業	0	0	2	34,000	0.07	17	202,484	0.06	0	0	0	0	0.00	
サ ー ビ ス 業	109	1,045,110	960	8,974,762	18.11	6,299	53,661,884	16.72	0	0	16	112,304	6.43	
物 品 賃 貸 業	2	50,000	17	309,500	0.62	133	1,625,099	0.51	0	0	0	0	0.00	
宿 泊 業	1	60,000	26	567,200	1.14	244	4,075,733	1.27	0	0	0	0	0.00	
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	18	56,700	175	763,127	1.54	1,062	5,428,211	1.69	0	0	2	2,607	0.15	
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	2	10,000	19	115,500	0.23	148	1,323,601	0.41	0	0	1	6,057	0.35	
旅 行 業	1	10,000	3	25,000	0.05	39	330,834	0.10	0	0	0	0	0.00	
映 画 ・ 娯 楽 業	2	6,000	31	201,060	0.41	229	3,249,939	1.01	0	0	0	0	0.00	
広 告 業	2	17,000	20	307,400	0.62	132	1,214,652	0.38	0	0	8	47,546	2.72	
放 送 業	0	0	0	0	0.00	4	38,089	0.01	0	0	0	0	0.00	
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	2	13,000	6	80,500	0.16	38	187,719	0.06	0	0	0	0	0.00	
運 輸 サ ー ビ ス 業	0	0	5	65,500	0.13	77	934,977	0.29	0	0	1	985	0.06	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	0	0	4	12,000	0.02	27	207,776	0.06	0	0	0	0	0.00	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	10	68,600	96	788,050	1.59	484	3,768,601	1.17	0	0	0	0	0.00	
専 門 サ ー ビ ス 業	18	69,330	101	399,975	0.81	544	2,241,951	0.70	0	0	1	3,150	0.18	
技 術 サ ー ビ ス 業	4	56,500	70	606,430	1.22	507	3,070,325	0.96	0	0	0	0	0.00	
医 療 ・ 福 祉 業	37	510,980	270	3,686,050	7.44	1,919	20,561,223	6.41	0	0	2	4,710	0.27	
廃 棄 物 処 理 業	7	93,000	56	755,900	1.53	314	3,164,263	0.99	0	0	0	0	0.00	
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	1	1,000	28	127,300	0.26	204	1,151,510	0.36	0	0	0	0	0.00	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2	23,000	33	164,270	0.33	194	1,087,382	0.34	0	0	1	47,250	2.70	
保 険 媒 介 代 理 業	6	13,800	22	99,700	0.20	143	663,416	0.21	0	0	0	0	0.00	
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
通 信 業	0	0	0	0	0.00	1	4,076	0.00	0	0	0	0	0.00	
イ ン タ ー ネ ッ ト 付 随 サ ー ビ ス 業	0	0	11	41,200	0.08	35	156,462	0.05	0	0	0	0	0.00	
合 計	499	6,239,120	4,713	49,566,431	100.00	32,148	320,948,593	100.00	16	203,310	163	1,747,533	100.00	

※ 2012年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1,000以下	36	31,050	442	400,730	0.81	1,913	1,076,536	0.34
1,000超 2,000以下	58	102,720	607	1,079,900	2.18	2,919	3,490,656	1.09
2,000超 3,000以下	70	202,950	593	1,702,875	3.44	3,058	5,926,166	1.85
3,000超 5,000以下	122	582,700	1,195	5,692,244	11.48	6,522	20,594,454	6.42
5,000超 10,000以下	81	746,200	939	8,468,882	17.09	8,128	59,140,848	18.43
10,000超 15,000以下	25	341,800	143	1,937,400	3.91	1,480	15,942,416	4.97
15,000超 20,000以下	10	191,000	183	3,534,700	7.13	2,423	38,100,011	11.87
20,000超 30,000以下	39	1,095,200	213	5,978,700	12.06	2,963	70,468,722	21.96
30,000超 50,000以下	39	1,698,500	235	10,091,500	20.36	2,060	70,723,362	22.04
50,000超 60,000以下	14	831,000	127	7,582,500	15.30	421	21,726,739	6.77
60,000超 70,000以下	2	140,000	9	613,000	1.24	73	2,866,250	0.89
70,000超 80,000以下	1	80,000	17	1,336,000	2.70	115	5,066,678	1.58
80,000超 100,000以下	2	196,000	6	596,000	1.20	35	2,100,313	0.65
100,000超 120,000以下	0	0	2	240,000	0.48	9	830,735	0.26
120,000超 150,000以下	0	0	0	0	0.00	8	469,260	0.15
150,000超 200,000以下	0	0	2	312,000	0.63	21	2,425,450	0.76
200,000超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	499	6,239,120	4,713	49,566,431	100.00	32,148	320,948,593	100.00

期間別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3カ月以下	4	112,000	16	160,300	0.32	7	127,800	0.04
3カ月超 6カ月以下	1	80,000	44	1,060,900	2.14	21	402,071	0.13
6カ月超 1年以下	22	500,500	151	2,744,500	5.54	170	3,296,410	1.03
1年超 2年以下	13	117,680	82	537,970	1.09	190	1,495,866	0.47
2年超 3年以下	31	258,820	286	2,366,840	4.78	2,916	32,238,285	10.04
3年超 4年以下	4	11,000	67	579,555	1.17	410	1,932,464	0.60
4年超 5年以下	215	965,470	1,986	8,734,824	17.62	9,162	29,169,260	9.09
5年超 7年以下	100	1,146,150	1,111	10,103,620	20.38	10,476	93,115,510	29.01
7年超 10年以下	103	2,902,000	931	22,017,207	44.42	8,294	147,730,234	46.03
10年超	6	145,500	39	1,260,715	2.54	502	11,440,693	3.56
合 計	499	6,239,120	4,713	49,566,431	100.00	32,148	320,948,593	100.00

使途別保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	423	5,678,300	3,938	44,581,355	89.94	28,833	303,457,263	94.55
設 備 資 金	49	290,620	457	2,632,737	5.31	2,079	10,681,857	3.33
運 転 設 備 資 金	27	270,200	318	2,352,339	4.75	1,236	6,809,474	2.12
合 計	499	6,239,120	4,713	49,566,431	100.00	32,148	320,948,593	100.00

市町制度保証状況 (2022年3月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	12	45,000	92	270,300	369	547,501
	新 居 浜	17	60,830	152	492,374	444	825,685
	西 条	7	24,000	104	324,270	374	681,749
	今 治	24	62,350	206	592,450	788	1,210,652
	松 山	63	189,400	546	1,634,700	2,078	3,995,130
	東 温	7	21,500	43	139,320	127	227,418
	伊 予	0	0	7	18,500	28	41,979
	大 洲	7	31,000	49	152,145	154	242,721
	八 幡 浜	0	0	11	34,230	54	88,636
	西 予	7	26,200	79	284,270	176	374,461
	宇 和 島	29	101,320	202	704,210	736	1,499,048
小 計	173	561,600	1,491	4,646,769	5,328	9,734,979	
町	砥 部	0	0	8	34,000	28	53,636
	久 万 高 原	0	0	9	32,800	52	112,918
	内 子	2	6,680	14	47,880	41	74,700
	伊 方	0	0	0	0	4	8,007
	鬼 北	1	5,000	10	42,000	10	38,891
	松 野	0	0	1	1,260	11	11,748
	愛 南	7	16,500	30	71,500	71	106,413
小 計	10	28,180	72	229,440	217	406,313	
合 計	183	589,780	1,563	4,876,209	5,545	10,141,292	

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	0	0	0	0	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	18	67,200	134	494,290	458	988,806	
(うち公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今 治	2	6,000	13	49,400	117	225,462	
合 計	20	73,200	147	543,690	575	1,214,268	

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	5	41,500	23	161,500	123	380,124	
新 居 浜	8	73,000	21	165,900	82	362,987	
今 治	1	2,000	13	99,000	178	566,608	
松 山	0	0	0	0	20	83,903	
八 幡 浜	5	36,300	56	259,000	338	1,097,606	
西 予	1	10,000	16	142,000	35	191,414	
合 計	20	162,800	129	827,400	776	2,682,642	

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	33	232,500	598	4,080,400	3,890	23,459,446	
今 治	3	6,500	25	129,160	51	170,615	
四 国 中 央	0	0	2	7,500	209	1,088,656	
西 条	1	10,000	25	155,500	633	3,731,146	
合 計	37	249,000	650	4,372,560	4,783	28,449,863	

2022年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高
10

前月順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	569	8,758,530
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	528	7,980,934
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	433	7,956,169
4 →	4	伊予銀行	今治支店	462	7,377,765
5 →	5	伊予銀行	西条支店	459	5,280,999
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	389	5,027,578
7 →	7	香川銀行	松山支店	285	4,351,447
8 →	8	伊予銀行	松山北支店	299	3,982,049
9 →	9	愛媛銀行	新居浜支店	320	3,750,268
10 →	10	香川銀行	新居浜支店	272	3,714,351

保証承諾(当月中)
10

前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
21 ↗	1	愛媛銀行	本店営業部	21	732,000
53 ↗	2	愛媛銀行	八幡浜支店	8	220,000
14 ↗	3	伊予銀行	今治支店	13	182,000
37 ↗	4	伊予銀行	新居浜支店	7	170,000
10 ↗	5	伊予銀行	五十崎支店	5	156,680
31 ↗	6	愛媛銀行	新居浜支店	9	156,500
94 ↗	7	伊予銀行	長浜支店	3	150,000
10 ↗	8	愛媛銀行	宇和島支店	6	149,000
17 ↗	9	伊予銀行	松前支店	5	130,000
18 ↗	10	愛媛銀行	石井支店	3	121,300

保証承諾(累計)
10

前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	100	2,747,000
2 →	2	伊予銀行	今治支店	92	1,990,700
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	44	1,207,100
4 →	4	香川銀行	松山支店	48	1,094,800
5 →	5	伊予銀行	北条支店	49	810,500
6 →	6	伊予銀行	新居浜支店	66	788,084
8 ↗	7	愛媛銀行	宇和島支店	36	726,300
10 ↗	8	愛媛銀行	石井支店	34	669,000
7 ↘	9	伊予銀行	日吉支店	24	652,660
9 ↘	10	伊予銀行	三津浜支店	52	652,380

金融機関店舗別保証状況

保証
状況

Guarantee Condition

2022年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
みずほ	松山	0	0	-----	0	0	-----	1	4,042	100.00	0	0	0.00
	今治	0	0	-----	1	30,000	76.92	4	72,634	101.62	0	0	0.00
	高松	0	0	-----	0	0	-----	1	61,000	83.56	0	0	0.00
	難波	0	0	-----	0	0	-----	1	5,367	55.61	0	0	0.00
	荻窪	0	0	-----	1	20,000	-----	1	13,895	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	2	50,000	128.21	8	156,938	99.22	0	0	0.00	
三井住友	新居浜	0	0	0.00	0	0	0.00	6	161,352	86.13	0	0	0.00
	松山	0	0	-----	2	72,000	-----	2	65,200	-----	0	0	0.00
	計	0	0	0.00	2	72,000	44.86	8	226,552	120.94	0	0	0.00
三菱UFJ	高松中央	0	0	-----	0	0	-----	2	21,538	49.55	0	0	0.00
	高松	0	0	-----	0	0	0.00	2	41,858	66.10	0	0	0.00
	福山	0	0	-----	0	0	-----	1	2,318	37.46	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	5	65,714	58.16	0	0	0.00	
伊予	本店	2	106,000	20.97	44	1,207,100	18.86	433	7,956,169	99.44	0	0	0.00
	本町	5	19,000	8.86	53	553,360	27.49	249	2,919,513	99.06	1	3,270	0.11
	松山駅前	4	23,000	6.87	29	357,000	17.27	209	2,587,852	96.64	2	20,011	0.74
	湊町	4	26,000	11.28	31	283,300	10.49	237	3,220,165	96.64	0	0	0.00
	小栗	0	0	0.00	7	35,000	7.53	59	611,443	105.38	0	0	0.00
	立花	0	0	0.00	7	34,500	9.72	57	496,581	94.04	1	751	0.15
	新立	0	0	0.00	3	35,000	9.02	54	557,989	90.37	0	0	0.00
	大街道	13	55,500	10.08	79	418,900	13.68	358	3,442,092	104.24	0	0	0.00
	一乃	0	0	0.00	17	374,400	24.70	139	1,913,155	106.85	1	825	0.04
	道後	7	88,000	13.23	26	437,000	15.60	234	3,262,993	101.17	0	0	0.00
	東野	1	6,000	8.09	4	23,000	5.27	63	487,630	91.43	0	0	0.00
	三津浜	8	92,500	15.73	52	652,380	23.89	269	3,278,795	104.12	2	4,178	0.13
	水産市場	1	5,000	-----	3	60,000	37.50	11	209,154	112.54	0	0	0.00
	松山北	3	6,000	0.98	34	212,700	6.29	299	3,982,049	95.92	0	0	0.00
	中央市場	0	0	0.00	2	13,000	7.77	33	378,498	92.02	0	0	0.00
	空港通	2	6,000	6.98	17	128,820	6.18	230	2,658,268	91.05	1	654	0.02
	余戸	2	33,000	220.00	18	213,000	14.05	164	1,810,253	90.57	1	40,117	2.08
	味生	0	0	-----	0	0	0.00	49	475,710	88.16	0	0	0.00
	石井	2	15,000	18.07	8	67,000	7.20	93	1,299,414	90.54	0	0	0.00
	椿	0	0	0.00	12	113,500	17.25	83	918,797	91.99	2	11,468	1.19
	久米	2	8,000	32.00	12	148,000	15.68	144	1,500,176	97.75	0	0	0.00
	福音寺	2	7,000	3.16	15	65,500	5.43	126	1,478,657	94.34	5	43,063	2.72
	小野	0	0	-----	5	45,000	17.14	43	418,657	93.31	0	0	0.00
	堀江	1	2,500	2.07	10	80,000	10.64	74	868,123	108.09	0	0	0.00
	和気	2	10,000	33.33	6	66,000	11.19	59	623,495	97.91	0	0	0.00
	森松	1	40,000	12.78	14	144,800	10.76	128	1,384,266	84.57	5	69,583	4.47
	中島	1	3,000	20.00	4	20,500	18.64	30	210,594	94.13	0	0	0.00
	北条	2	29,000	12.89	49	810,500	52.56	212	2,202,927	108.52	4	65,353	2.88
	横河原	1	25,000	30.05	7	105,000	14.70	86	1,022,686	94.96	0	0	0.00
	川内	1	3,500	4.93	6	180,500	36.61	60	1,132,137	108.93	0	0	0.00
	砥部	0	0	0.00	4	11,500	1.69	98	1,088,013	93.44	0	0	0.00
	松前	5	130,000	39.33	27	472,950	20.66	175	2,848,926	91.44	0	0	0.00
	郡中	1	16,000	10.67	17	142,000	5.80	202	2,892,650	91.40	4	36,492	1.20
	上灘	0	0	-----	2	9,900	4.58	23	269,974	93.72	2	17,345	6.48
	中山	0	0	0.00	0	0	0.00	16	136,889	75.44	0	0	0.00
	久万	0	0	0.00	4	19,000	4.34	59	590,816	90.06	0	0	0.00
	今治	13	182,000	13.18	92	1,990,700	34.47	462	7,377,765	106.07	0	0	0.00
	中浜	5	18,000	9.02	36	453,400	20.16	216	3,108,923	102.93	2	1,681	0.05
	日吉	2	47,000	23.92	24	652,660	28.86	212	3,035,760	104.51	0	0	0.00
今治南	0	0	0.00	8	158,500	25.50	77	964,906	93.92	2	60,190	5.84	
波止浜	1	5,000	2.38	12	146,000	9.24	116	1,669,529	101.47	0	0	0.00	
鳥生	1	4,500	3.00	16	175,000	17.12	125	1,281,596	94.58	0	0	0.00	
桜井	1	11,000	3.27	8	78,000	6.90	79	1,071,332	102.36	0	0	0.00	
菊間	0	0	0.00	15	417,500	80.63	66	789,330	98.40	0	0	0.00	
大島	3	15,000	18.75	18	195,600	28.25	114	1,232,891	100.63	0	0	0.00	
伯方	0	0	0.00	6	69,500	66.25	41	311,000	81.71	2	16,495	4.68	
宮浦	1	30,000	54.55	6	58,000	10.14	53	588,461	98.51	0	0	0.00	
新居浜	7	170,000	13.57	66	788,084	9.77	528	7,980,934	95.52	0	0	0.00	
高津	0	0	-----	0	0	0.00	3	7,666	118.85	0	0	0.00	

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2022年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
伊予	新居浜市	0	0	-----	0	0	-----	1	728	79.13	0	0	0.00
	角 野	4	73,000	14.09	34	504,400	19.47	171	2,939,275	100.51	0	0	0.00
	新居浜東	3	27,000	6.54	13	123,900	8.76	110	1,409,861	101.11	0	0	0.00
	中 萩	2	85,000	62.96	11	208,500	23.08	91	1,243,901	94.49	3	36,806	2.84
	土 居	4	30,000	315.79	20	105,500	14.02	124	916,123	82.51	5	56,069	5.65
	三 島	1	13,000	20.00	16	192,100	8.36	232	2,780,453	86.62	0	0	0.00
	川 之 江	3	33,500	33.50	16	117,300	6.87	195	2,600,350	92.08	1	2,175	0.08
	西 条	2	60,000	13.76	35	421,500	9.94	459	5,280,999	93.49	3	98,015	1.74
	三 芳	1	50,000	60.46	8	148,515	27.32	51	646,829	90.31	0	0	0.00
	壬 生 川	2	10,000	4.39	17	120,100	11.21	132	1,440,046	96.73	3	77,315	5.15
	丹 原	0	0	0.00	3	43,000	11.07	38	419,031	101.77	0	0	0.00
	小 松	2	45,000	26.32	11	129,500	28.93	82	911,226	110.60	0	0	0.00
	八 幡 浜	2	52,500	13.19	42	530,200	20.87	265	3,256,515	92.25	0	0	0.00
	矢 野 町	0	0	-----	0	0	0.00	2	4,922	81.90	0	0	0.00
	大洲本町	0	0	0.00	9	148,600	88.19	65	456,376	102.37	0	0	0.00
	大 洲	3	16,000	11.11	18	244,000	17.00	224	2,690,686	90.26	3	62,639	2.20
	長 浜	3	150,000	2,142.86	6	158,500	28.53	60	958,696	93.36	0	0	0.00
	五 十 崎	5	156,680	921.65	10	222,380	36.53	64	835,187	96.33	0	0	0.00
	内 子	2	4,000	5.38	10	129,400	11.98	161	1,581,847	90.46	0	0	0.00
	川 之 石	0	0	-----	3	41,500	11.48	43	319,414	84.59	0	0	0.00
	伊 方	0	0	-----	1	10,000	12.27	22	135,691	93.47	0	0	0.00
	三 崎	0	0	0.00	3	36,500	15.80	16	200,978	103.02	0	0	0.00
	三 瓶	0	0	0.00	0	0	0.00	27	229,576	93.27	0	0	0.00
	宇 和 島	9	120,000	46.51	54	633,500	15.88	389	5,027,578	87.60	5	143,131	2.65
	城 南	0	0	-----	1	2,500	-----	2	3,430	195.78	0	0	0.00
	卯 之 町	2	8,000	4.36	18	94,100	10.49	96	956,243	97.89	0	0	0.00
	野 村	4	17,200	48.45	24	111,000	29.09	95	783,194	99.45	0	0	0.00
	高 山	0	0	0.00	2	10,000	7.30	20	200,692	93.87	1	5,009	2.42
	吉 田	1	5,000	33.33	9	69,600	36.67	61	458,990	90.35	0	0	0.00
	近 永	2	18,000	112.50	12	165,500	37.92	79	868,851	94.01	0	0	0.00
	松 丸	0	0	-----	2	6,260	6.02	31	204,119	88.07	0	0	0.00
	岩 松	4	45,000	-----	17	213,500	97.71	52	349,162	108.45	0	0	0.00
	愛 南	5	39,100	72.41	16	135,600	20.60	113	1,128,061	88.70	3	53,699	4.60
	富 田	0	0	0.00	5	16,500	3.17	78	701,104	97.17	0	0	0.00
	古 川	2	11,000	9.91	21	124,600	19.16	122	998,911	100.09	2	22,526	2.15
	牛 渕	0	0	0.00	3	6,200	1.71	49	437,816	93.74	0	0	0.00
	原 町	0	0	0.00	4	9,150	2.60	46	444,801	94.09	0	0	0.00
	日 高	0	0	-----	0	0	0.00	9	102,828	89.96	0	0	0.00
	船 木	0	0	0.00	0	0	0.00	2	60,000	150.00	0	0	0.00
	喜 多 川	0	0	-----	1	3,500	-----	1	3,094	-----	0	0	0.00
	三 津 東	1	2,000	-----	4	43,200	216.00	5	43,674	170.73	0	0	0.00
	桑 原	0	0	0.00	4	152,000	36.10	41	556,967	92.24	0	0	0.00
	岡 山 南	0	0	-----	1	30,000	-----	2	49,950	-----	0	0	0.00
	大 西	0	0	0.00	1	2,000	0.31	52	654,076	100.89	0	0	0.00
	高 松	0	0	-----	0	0	0.00	3	48,331	966.62	0	0	0.00
	新 宿	0	0	-----	0	0	0.00	1	30,000	100.00	0	0	0.00
	徳 島	0	0	-----	0	0	0.00	1	20,000	100.00	0	0	0.00
	計	176	2,308,480	16.14	1,420	18,187,159	17.04	10,935	135,946,177	96.57	66	948,859	0.67
四国	松 山	1	1,500	0.83	6	36,000	1.89	140	2,008,267	94.74	0	0	0.00
	松 山 南	0	0	0.00	0	0	0.00	21	334,600	88.54	1	18,256	5.05
	今 治	0	0	0.00	4	39,000	12.07	31	358,132	106.64	0	0	0.00
	八 幡 浜	0	0	0.00	7	77,000	13.28	50	669,600	93.85	0	0	0.00
	宇 和 島	0	0	0.00	6	134,000	20.58	74	890,236	93.74	0	0	0.00
	御 荘	0	0	-----	1	10,000	9.71	6	102,310	110.01	0	0	0.00
	四国中央	1	3,500	3.33	5	59,500	7.60	43	766,744	95.83	0	0	0.00
	宿 毛	0	0	-----	0	0	0.00	1	2,131	85.24	0	0	0.00
	高 松	0	0	-----	0	0	0.00	1	10,000	100.00	0	0	0.00
	計	2	5,000	1.21	29	355,500	7.55	367	5,142,019	95.18	1	18,256	0.34
百十四	松 山	1	5,000	0.84	9	155,000	5.31	169	3,230,710	95.82	2	14,926	0.44
	新 居 浜	1	5,000	2.23	9	130,000	6.41	104	1,957,368	96.95	0	0	0.00
	三 島	2	7,000	35.00	5	59,000	7.30	71	826,936	87.58	0	0	0.00
	今 治	1	50,000	22.22	4	164,000	13.01	94	1,402,440	100.64	0	0	0.00
	西 条	2	20,500	12.28	9	77,500	4.63	105	1,407,594	95.48	3	19,239	1.33

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2022年3月分

(単位：千円)

店舗名	保証承諾						保証債務残高			代位弁済		
	当月中		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		代弁率 (%)
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
百十四												
観音寺	0	0	-----	0	0	0.00	3	60,000	100.00	0	0	0.00
鳴門	0	0	-----	0	0	0.00	2	18,929	95.00	0	0	0.00
城西	0	0	-----	1	60,000	-----	1	55,625	-----	0	0	0.00
豊浜	0	0	-----	1	5,000	-----	0	0	-----	1	5,014	240.69
計	7	87,500	7.10	38	650,500	7.42	549	8,959,601	96.52	6	39,179	0.42
阿波												
松山	4	115,000	67.65	7	141,500	6.18	127	2,623,385	97.38	0	0	0.00
藍住	0	0	0.00	0	0	0.00	1	27,000	90.00	0	0	0.00
鳴門	0	0	-----	1	20,000	-----	3	60,718	139.34	0	0	0.00
計	4	115,000	57.50	8	161,500	6.96	131	2,711,103	97.96	0	0	0.00
広島												
松山	1	10,000	5.21	18	263,000	11.38	172	2,744,457	98.57	1	3,645	0.13
今治	2	52,000	35.37	19	380,700	23.37	147	1,947,102	105.47	0	0	0.00
伊予西条	1	1,000	1.25	7	36,700	2.70	118	1,359,920	93.62	1	6,638	0.47
新居浜	0	0	0.00	3	60,500	5.33	74	1,166,363	97.80	0	0	0.00
三島	0	0	0.00	4	52,000	15.62	67	495,285	101.77	2	5,376	0.99
川之江	0	0	0.00	1	2,500	0.50	31	408,300	83.16	0	0	0.00
因島	0	0	0.00	2	64,000	188.24	6	95,965	272.00	0	0	0.00
瀬戸田	0	0	0.00	0	0	0.00	1	27,000	90.00	0	0	0.00
木江	0	0	-----	0	0	0.00	2	30,780	99.30	0	0	0.00
計	4	63,000	7.60	54	859,400	11.67	618	8,275,171	99.11	4	15,658	0.18
中国												
川之江	0	0	0.00	9	235,000	8.30	114	2,692,590	95.94	0	0	0.00
高松	0	0	-----	0	0	0.00	1	40,000	100.00	0	0	0.00
三原	0	0	-----	0	0	0.00	1	20,000	100.00	0	0	0.00
計	0	0	0.00	9	235,000	8.13	116	2,752,590	96.02	0	0	0.00
山口												
松山	1	35,000	58.33	3	130,000	15.76	50	1,123,259	93.88	0	0	0.00
今治	0	0	0.00	0	0	0.00	1	50,000	-----	0	0	0.00
尾道	0	0	0.00	1	60,000	42.86	3	149,328	193.10	0	0	0.00
計	1	35,000	20.59	4	190,000	18.72	54	1,322,587	103.83	0	0	0.00
愛媛												
本店	21	732,000	68.09	100	2,747,000	35.78	569	8,758,530	93.43	0	0	0.00
中央市場	0	0	0.00	0	0	0.00	13	169,111	85.93	0	0	0.00
水産市場	0	0	0.00	5	40,000	18.33	18	188,667	104.19	0	0	0.00
末広町	5	46,500	15.40	32	200,500	16.28	225	1,577,200	96.65	2	5,753	0.36
大街道	1	4,000	1.75	18	171,400	8.75	191	1,583,800	61.93	6	43,490	2.01
道後	3	62,500	20.49	44	359,200	23.14	173	1,741,508	104.49	1	11,786	0.71
本町	6	75,000	34.40	28	284,500	20.49	234	1,822,221	103.41	1	6,057	0.34
三津浜	3	38,500	26.74	36	352,900	23.71	188	1,647,728	99.05	1	2,245	0.13
立花	1	3,800	4.84	35	235,350	45.54	157	915,033	95.79	0	0	0.00
久米	4	25,500	11.33	42	402,200	25.61	223	1,834,783	96.98	0	0	0.00
余戸	2	15,000	3.81	35	403,700	22.21	220	2,044,094	92.13	1	3,135	0.15
鳴川	2	8,000	9.41	47	354,000	30.93	214	1,572,018	99.33	0	0	0.00
中央通	1	6,000	2.84	20	202,800	18.38	155	1,519,622	102.45	0	0	0.00
古川	3	23,000	8.76	47	352,100	25.92	234	1,782,563	100.91	0	0	0.00
桑原	2	13,000	23.85	27	201,400	20.14	157	1,188,184	113.09	0	0	0.00
森松	1	40,000	9.51	34	534,500	22.41	251	2,677,363	94.11	0	0	0.00
空港通	7	59,600	36.12	40	462,100	58.68	184	1,344,927	106.54	0	0	0.00
石井	3	121,300	71.14	34	669,000	38.65	267	2,746,401	106.08	2	13,104	0.49
雄郡	2	13,000	23.64	17	150,900	16.71	139	1,111,152	100.96	4	32,363	2.91
重信	4	46,500	64.82	28	182,620	21.62	147	928,121	97.94	0	0	0.00
郡中	2	12,000	48.98	23	252,000	32.12	132	1,277,866	102.90	0	0	0.00
久万	0	0	0.00	7	80,800	21.24	52	380,678	90.61	0	0	0.00
北条	2	53,000	57.92	30	228,520	26.03	167	1,243,148	98.06	2	4,151	0.33
川之江	2	10,000	12.50	8	72,000	7.11	127	1,327,338	87.04	1	1,575	0.11
三島	0	0	0.00	11	103,000	6.73	152	1,574,574	85.26	0	0	0.00
新居浜	9	156,500	22.39	35	443,800	13.80	320	3,750,268	92.86	0	0	0.00
新居浜東	2	17,000	22.75	18	114,500	19.40	125	937,510	88.81	4	33,194	3.30
泉川	6	29,000	48.33	24	178,500	27.48	129	860,646	93.47	0	0	0.00
西条	1	500	0.49	33	307,700	17.65	277	2,218,544	89.59	3	8,571	0.36
氷見	0	0	-----	11	38,500	15.70	65	303,328	90.85	0	0	0.00
壬生川	0	0	0.00	12	72,800	14.83	101	673,113	88.31	0	0	0.00
丹原	1	5,000	8.06	6	33,500	5.67	92	575,871	86.93	0	0	0.00
今治	7	110,000	33.71	33	364,200	17.52	333	2,430,297	84.30	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2022年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	旭 町	0	0	0.00	30	374,300	21.55	238	2,078,925	95.42	4	56,038	2.63
	波 止 浜	5	121,000	99.59	20	464,000	31.67	152	1,504,016	94.59	1	2,119	0.13
	伯 方	3	10,000	8.62	18	97,000	13.65	89	795,761	90.82	0	0	0.00
	弓 削	0	0	0.00	8	49,500	19.04	41	249,603	88.74	0	0	0.00
	菊 間	1	3,000	13.64	5	27,000	19.22	27	169,993	90.59	0	0	0.00
	吉 海	0	0	-----	7	89,000	34.56	42	313,066	93.99	0	0	0.00
	長 浜	0	0	-----	9	198,000	42.31	49	487,446	100.95	0	0	0.00
	内 子	2	10,000	10.53	17	314,000	64.94	102	779,083	106.42	0	0	0.00
	大 洲	7	104,000	37.14	32	326,470	25.64	205	1,694,732	86.13	0	0	0.00
	八 幡 浜	8	220,000	94.42	31	441,500	44.85	161	1,583,546	98.58	1	6,134	0.40
	三 瓶	0	0	0.00	15	60,000	26.00	48	287,839	90.94	0	0	0.00
	川 之 石	0	0	-----	5	73,000	97.33	20	168,259	113.71	0	0	0.00
	野 村	0	0	0.00	18	161,500	33.58	69	608,739	106.46	0	0	0.00
	卯 之 町	1	13,000	29.38	16	181,200	41.35	109	729,959	88.77	0	0	0.00
	しろかわ	0	0	-----	1	10,000	200.00	2	11,760	256.60	0	0	0.00
	宇 和 島	6	149,000	50.85	36	726,300	36.63	210	2,498,161	91.19	3	51,583	2.03
	近 永	1	5,000	5.95	17	146,700	22.77	102	850,148	95.99	0	0	0.00
	吉 田	0	0	0.00	15	139,000	29.80	53	467,103	83.06	0	0	0.00
	岩 松	0	0	0.00	10	51,500	47.47	51	164,999	107.60	0	0	0.00
	城 辺	4	32,000	23.19	22	175,900	40.57	100	659,632	106.52	0	0	0.00
	宇和島南	0	0	0.00	6	15,000	4.39	41	342,969	81.78	0	0	0.00
	見 奈 良	1	5,000	10.42	12	78,500	13.87	90	683,361	98.53	1	2,573	0.38
	今 治 東	0	0	0.00	13	116,500	35.55	100	452,227	97.11	0	0	0.00
	湯 築	1	1,000	-----	8	42,500	29.11	21	162,346	108.31	0	0	0.00
	松山駅前	0	0	0.00	9	51,640	17.60	70	318,657	93.23	0	0	0.00
	味 生	0	0	0.00	10	69,000	51.04	46	218,720	104.85	0	0	0.00
	松 未	3	18,000	120.00	14	112,300	25.57	87	521,165	85.89	0	0	0.00
	中 萩	0	0	0.00	10	60,500	10.63	90	630,943	93.58	1	2,972	0.45
	日 高	1	1,500	6.25	22	209,500	38.48	121	761,477	98.46	1	15,309	1.89
	三津浜東	0	0	0.00	4	21,000	12.77	25	114,102	94.74	0	0	0.00
	金 生	1	4,000	10.00	6	54,800	12.34	127	693,944	84.65	1	482	0.06
	中 之 庄	2	100,000	666.67	6	116,000	26.90	64	575,975	90.42	0	0	0.00
	飯 岡	0	0	0.00	4	33,300	22.38	44	188,697	92.12	0	0	0.00
	川 内	3	46,000	204.44	17	123,000	21.17	94	699,250	93.54	0	0	0.00
	桜 井	1	2,500	-----	8	32,800	14.81	64	347,116	83.41	0	0	0.00
	松 前	6	12,150	6.39	23	114,350	11.70	138	1,150,212	96.17	0	0	0.00
	姫 原	0	0	0.00	2	7,000	10.03	17	68,369	86.45	0	0	0.00
	中 村	0	0	-----	1	10,000	-----	1	9,253	-----	0	0	0.00
	土 居	0	0	0.00	13	218,000	47.03	89	592,639	90.82	2	14,790	2.36
	砥 部	0	0	0.00	7	65,000	15.77	62	547,619	86.65	0	0	0.00
	来 住	2	40,000	44.94	27	262,250	26.26	134	1,180,299	101.29	0	0	0.00
	角 野	0	0	0.00	0	0	0.00	1	2,568	85.60	0	0	0.00
	大 阪	0	0	-----	0	0	-----	3	6,529	51.67	0	0	0.00
	と き わ	0	0	0.00	0	0	0.00	6	19,042	73.47	0	0	0.00
	坂 出	0	0	-----	0	0	0.00	1	8,334	86.43	0	0	0.00
	計	162	2,623,350	29.57	1,474	16,514,800	25.06	9,437	81,104,788	94.01	43	317,426	0.38
高知	松 山	0	0	0.00	5	143,000	27.41	46	724,792	98.24	0	0	0.00
	今 治	0	0	0.00	1	30,000	3.08	67	875,164	95.45	0	0	0.00
	新 居 浜	0	0	0.00	16	177,800	18.03	91	1,059,550	112.50	0	0	0.00
	八 幡 浜	1	30,000	-----	3	95,000	46.68	25	258,989	94.11	0	0	0.00
	宇 和 島	1	1,550	10.69	11	65,050	10.67	68	651,169	95.46	0	0	0.00
	城 辺	0	0	-----	1	1,000	1.08	18	106,644	77.62	3	12,523	10.54
	宿 毛	0	0	-----	1	1,000	-----	1	824	-----	0	0	0.00
	計	2	31,550	10.06	38	512,850	15.15	316	3,677,132	99.62	3	12,523	0.33
徳島大正	松 山	0	0	0.00	3	4,500	0.38	74	1,270,120	94.41	0	0	0.00
	今 治	1	1,000	2.19	17	193,500	20.00	137	1,270,881	89.81	0	0	0.00
	池 田	0	0	-----	0	0	0.00	2	23,928	96.98	0	0	0.00
	計	1	1,000	0.28	20	198,000	9.08	213	2,564,929	92.09	0	0	0.00
香川	松 山	2	13,800	4.29	48	1,094,800	36.45	285	4,351,447	110.24	0	0	0.00
	松 山 西	0	0	0.00	10	53,500	4.80	120	1,660,261	92.04	4	84,506	4.82
	今 治	4	53,500	7.10	37	492,000	19.08	237	2,869,147	107.58	0	0	0.00
	西 条	2	13,000	5.28	17	249,900	16.97	121	1,723,412	102.46	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2022年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
香川 新居浜	5	25,500	2.86	22	232,200	5.63	272	3,714,351	95.89	2	3,846	0.10
三 島	1	1,000	2.50	15	138,500	11.24	106	1,356,737	95.06	2	8,107	0.56
川之江	2	6,500	12.26	13	165,000	11.43	148	1,733,821	90.73	7	87,858	4.68
大 洲	2	16,000	11.94	13	119,000	18.98	124	1,141,393	95.24	0	0	0.00
八幡浜	1	10,000	1,000.00	5	20,300	6.67	52	347,339	91.03	0	0	0.00
宇和島	2	7,700	4.81	12	85,400	9.38	110	1,096,697	89.30	2	40,041	3.36
岩 松	0	0	0.00	1	12,000	9.13	17	152,758	79.35	0	0	0.00
観音寺東	0	0	-----	0	0	-----	1	1,682	95.62	0	0	0.00
計	21	147,000	5.48	193	2,662,600	15.72	1,593	20,149,045	99.19	17	224,359	1.08
もみじ 因 島	0	0	-----	0	0	-----	1	10,000	100.00	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	10,000	100.00	0	0	0.00
愛媛信用 本店	9	37,900	21.06	60	349,400	20.14	275	1,812,341	104.05	0	0	0.00
城 東	0	0	0.00	2	11,000	3.21	67	378,207	87.43	0	0	0.00
松山本町	3	45,000	62.07	26	275,890	27.80	129	1,140,990	104.45	0	0	0.00
道 後	2	4,700	24.74	31	190,200	86.42	89	378,717	150.67	0	0	0.00
東環東本	0	0	0.00	27	191,200	28.67	139	805,555	99.07	1	16,931	2.01
久 米	0	0	0.00	36	209,650	17.78	222	1,432,127	85.49	1	6,327	0.41
潮 見	3	9,600	53.33	33	178,000	31.13	137	736,129	103.23	1	8,560	1.13
余 戸	1	4,500	18.00	38	283,500	34.70	133	988,348	102.10	0	0	0.00
中 央	3	8,100	85.26	14	91,200	27.65	85	401,715	96.43	1	912	0.22
石 井	3	13,000	3.59	36	260,910	18.87	182	1,502,455	105.76	0	0	0.00
平 井	0	0	-----	13	110,100	28.72	98	495,914	92.02	0	0	0.00
齊 院	2	20,000	22.35	30	199,900	38.82	117	630,903	116.45	0	0	0.00
立 花	0	0	-----	0	0	0.00	6	16,911	23.47	0	0	0.00
砥 部	2	37,000	560.61	18	166,900	26.17	114	730,161	95.87	0	0	0.00
横 河	5	16,350	125.77	16	61,350	18.45	83	383,922	98.25	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	4	20,100	17.32	36	167,436	92.08	0	0	0.00
今 治	6	39,700	77.31	53	582,900	36.25	316	2,524,254	90.14	0	0	0.00
常 盤	4	8,850	5.31	18	116,850	19.05	125	644,348	108.07	0	0	0.00
鳥 生	1	10,000	33.33	14	227,500	52.46	103	893,983	108.45	0	0	0.00
波 止	1	4,000	2.18	17	115,800	15.88	100	1,043,506	92.64	0	0	0.00
今 治	1	3,000	3.41	28	153,600	20.66	179	934,125	101.68	0	0	0.00
壬 生	1	8,000	18.82	22	289,200	37.33	140	1,035,034	96.07	2	6,867	0.64
丹 原	1	5,000	11.90	13	95,000	20.70	58	462,719	97.80	0	0	0.00
菊 間	1	3,000	-----	13	42,300	20.34	38	214,558	90.88	0	0	0.00
大 西	1	30,000	61.86	11	144,200	38.25	68	490,709	104.30	1	1,996	0.39
八幡浜	1	3,800	6.03	39	251,440	27.31	179	962,463	91.14	2	2,120	0.21
大 洲	2	17,000	34.69	12	75,875	16.22	93	572,866	89.50	1	2,661	0.43
野 村	0	0	0.00	10	37,370	35.83	30	129,901	108.79	0	0	0.00
宮 西	1	1,500	33.33	25	84,000	28.00	75	346,438	106.67	0	0	0.00
今治立花	0	0	0.00	4	6,000	9.92	0	0	0.00	0	0	0.00
朝 生	0	0	0.00	14	59,000	9.95	115	670,690	108.22	0	0	0.00
川 内	3	49,000	103.16	12	96,500	21.66	50	637,922	97.59	0	0	0.00
とべ中央	1	1,350	8.18	20	119,900	35.58	124	489,025	100.42	1	934	0.19
垣 生	0	0	0.00	17	84,900	19.74	87	550,194	94.28	0	0	0.00
雄 郡	6	34,300	40.35	32	145,350	14.57	173	897,385	94.39	0	0	0.00
和 泉	2	3,190	7.01	33	150,990	21.88	151	825,970	100.42	0	0	0.00
港 南	1	28,700	-----	2	30,700	19.74	17	222,444	106.73	0	0	0.00
郡 中	0	0	0.00	17	139,300	21.25	127	663,531	98.83	0	0	0.00
松 前	0	0	0.00	10	61,000	16.35	60	366,957	93.25	0	0	0.00
北 条	1	5,000	35.71	32	135,170	33.08	103	436,824	104.45	0	0	0.00
溝 辺	0	0	0.00	19	99,600	30.09	98	415,123	101.01	0	0	0.00
三 津	0	0	0.00	32	128,200	22.28	124	680,661	96.47	0	0	0.00
味 生	1	5,000	1,000.00	16	95,200	42.12	58	271,452	111.17	0	0	0.00
西 条	1	3,000	8.72	32	193,450	32.24	140	869,790	101.11	1	672	0.08
新居浜	6	27,330	62.34	34	135,290	22.51	168	874,730	91.85	0	0	0.00
き し	1	2,300	9.79	35	265,150	30.82	157	962,451	108.53	0	0	0.00
中 萩	0	0	0.00	26	91,530	14.30	131	643,145	94.30	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	10	41,400	10.56	81	519,625	92.75	0	0	0.00
川 之 江	1	7,000	40.00	17	44,100	9.99	111	471,731	90.03	0	0	0.00
計	78	496,170	20.19	1,073	6,938,065	25.00	5,491	33,726,380	98.30	12	47,979	0.14

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2022年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
川之江 本店	1	30,000	200.00	5	53,500	7.30	75	882,112	89.12	0	0	0.00
上 分	1	60,000	193.55	6	80,000	15.49	70	604,933	88.97	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	0	0	0.00	33	377,899	87.76	0	0	0.00
南	3	17,000	32.69	12	113,500	17.86	78	804,134	100.68	0	0	0.00
東	0	0	0.00	3	8,500	5.33	34	183,952	93.81	0	0	0.00
西	0	0	0.00	6	25,700	5.96	70	541,313	88.22	0	0	0.00
計	5	107,000	86.99	32	281,200	9.86	360	3,394,343	91.53	0	0	0.00
東予信用 本店	2	43,000	175.51	16	118,300	24.97	93	642,160	102.90	0	0	0.00
泉 川	1	5,000	23.16	7	20,700	7.24	56	317,241	94.30	0	0	0.00
川 東	2	10,000	25.00	15	109,800	16.43	110	889,705	94.36	1	4,628	0.51
三 島	0	0	-----	9	20,800	5.77	77	390,812	85.96	0	0	0.00
寒 川	3	22,500	155.17	11	62,000	14.48	103	422,275	91.36	0	0	0.00
西 条	0	0	0.00	11	56,100	15.45	81	398,336	94.89	0	0	0.00
小 松	3	15,000	113.64	19	82,770	27.68	76	379,655	109.11	0	0	0.00
中 萩	0	0	0.00	2	6,000	3.22	38	176,202	93.34	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	-----	2	11,000	21.32	20	62,186	91.92	0	0	0.00
新居浜駅	1	14,000	560.00	6	81,070	28.08	52	346,684	94.54	0	0	0.00
計	12	109,500	67.06	98	568,540	16.70	706	4,025,256	95.59	1	4,628	0.11
宇和島 本店	3	10,000	8.57	40	204,350	32.04	239	1,039,646	98.52	0	0	0.00
恵美須町	3	4,070	3.76	31	117,870	13.07	183	1,054,315	97.19	0	0	0.00
新 橋	3	15,000	90.91	23	118,500	48.05	105	354,006	106.71	0	0	0.00
城 南	1	1,000	33.33	6	14,200	50.18	36	82,367	89.06	0	0	0.00
来	4	11,000	52.38	24	156,817	63.39	90	372,966	104.03	0	0	0.00
泉 町	3	9,000	69.23	15	45,500	39.84	62	166,089	102.10	0	0	0.00
吉 田	0	0	0.00	17	62,040	42.06	76	354,819	94.32	1	469	0.13
南 宇 和	2	3,500	2.23	18	81,000	14.09	115	612,425	90.56	0	0	0.00
三 間	1	43,000	-----	6	79,000	145.09	40	150,960	125.98	2	2,490	2.10
卯 之 町	3	8,000	53.33	28	91,100	39.92	83	355,769	90.92	3	55,432	14.62
計	23	104,570	22.93	208	970,377	30.50	1,029	4,543,361	97.73	6	58,391	1.26
観音寺 四国中央	1	5,000	10.42	6	32,140	2.04	174	1,893,880	87.44	4	60,274	2.95
本店	0	0	-----	0	0	0.00	1	40,000	100.00	0	0	0.00
計	1	5,000	10.42	6	32,140	1.99	175	1,933,880	87.67	4	60,274	2.90
商工中金 松 山	0	0	0.00	3	114,800	1,913.33	21	215,346	163.29	0	0	0.00
計	0	0	0.00	3	114,800	1,913.33	21	215,346	150.12	0	0	0.00
県信連 本 所	0	0	-----	0	0	-----	2	20,968	74.98	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	20,968	74.98	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	0	0	0.00	4	7,535	70.72	0	0	0.00
西宇和農	0	0	-----	0	0	0.00	4	2,483	49.96	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	0.00	2	2,565	65.79	0	0	0.00
うま農協	0	0	-----	1	4,000	-----	1	3,732	-----	0	0	0.00
たいき農	0	0	-----	0	0	0.00	1	535	80.93	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	4,000	20.83	12	16,850	77.05	0	0	0.00
朝銀西 愛 媛	0	0	-----	1	8,000	-----	1	7,863	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	8,000	-----	1	7,863	-----	0	0	0.00
総合計	499	6,239,120	18.95	4,713	49,566,431	18.97	32,148	320,948,593	96.22	163	1,747,533	0.53

*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

（2022年4月1日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
一般保証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提携保証	7 中小企業金融円滑化保証（スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証（トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	9 優良ランク保証（バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社（医療法人を含む） 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ（グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社（医療法人を含む） 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ（ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
12 地域産業応援保証（すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名	
統一保証	13 事業成長支援保証（まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、既保証残高を含む	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名
15 ※A 創業フォローアップ保証（セカンド）	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱」に規定する新事業創出支援資金」を利用している（過去に利用した）先で、創業後5年未満の個人又は会社	運転 設備	個人・会社 3,500 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して3,500が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する場合は運転資金7年以内)	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
提携保証	16	税理士会連携保証 (ショートサポート3000)	中小企業者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	17	税理士会連携保証 (ロングサポート3000)	中小企業者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は1年以内)	原則徴求しない 原則代表者1名
	18	超長期借換保証 (スーパーランディング20)	中小企業者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	20年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	19	財務体質強靱化保証 (ホールド5000)	中小企業者	個人(青色申告) ・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	3年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
全国統	20	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	21	当座貸越(貸付専用型) 根保証	中小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	22	長期経営資金保証	中小企業者	個人・会社 20,000	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	23	予約保証 (但し、対象外要件あり)	中小企業者	運転設備 (※旧債 決済資金は 対象外) 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用する 場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度 を利用する場合は7年以内 〔運転資金については5 年以内とする〕 ※信用保証書の有効期間は 365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	24	小口零細企業保証 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	小規模企業者	2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 〔根保証においては融資極度額〕との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	25	経営力強化保証 金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中 小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	運転 設備 借換	5年以内 7年以内 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	26	条件変更改善型借換保証 保証申込時、協会の保証付き借入金の残 高があり、その全部又は一部について返 済条件の緩和を行っているもので、金融 機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに 計画の実行及び進捗の報告を行う中小企 業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	運転 設備 借換	15年以内	必要に応じ徴求
	27	財務要件型無保証人保証 下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 1.5倍以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本比率 15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使 用総資本事業利益率5%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	運転 設備	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転：7年以内 設備：10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
28	事業承継サポート保証 事業承継計画に基づき、事業会社の株式 を集約化するための資金供給を必要とし ている持株会社で、保証制度要綱に規定 する資格要件を満たす先	事業承継 計画の実 施に必要な 資金 持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者		

制 度 名		対 象	資金 使用	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
全 国 統 一 保 証	29	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下の要件を全て満たす先 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に必要な資金 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者
	30	事業承継特別保証	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1) 3年以内に事業承継を予定する法人 (2) 2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①～④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②E B I T D A有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	運転 設備 会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
	31	伴走支援型特別保証	経営行動に係る計画を策定し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者。 ①特定中小企業者(4号) ②特定中小企業者(5号) ③一般(売上高減少要件に該当するもの)	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 6,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表者 以外は徴求しない

② 県制度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制 度 名		対 象	資金 使用	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
経 営 安 定 資 金	32	一 般 資 金	中 小 企 業 者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			運 転 設 備	*組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求
	33	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 *但し、工事代金など返済財源を特定し たものに限り	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	34	小 口 資 金	小 規 模 企 業 者 (但し、特別小口保険を利用する者にあっ ては、小規模企業者であって、原則とし て引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指 導を受けている者)	運 転 設 備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内) 10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない) 必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
35			短 期 資 金	中 小 企 業 者	知事がその都度定める *組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内
36	小 口 零 細 企 業 資 金	小 規 模 企 業 者 *但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運 転	個人・会社・組合 2,000 *但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原 則 不 要
			設 備		10年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
37	経 営 指 導 特 例	小 規 模 企 業 者 *但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運 転	個人・会社・組合 2,000 *但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原 則 不 要
			設 備		10年以内	徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
38	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運 転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求
			設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
39	創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 3,500	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して3,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
40	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 3,500	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して3,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
事業承継資金枠						
41	事業承継資金	県内で新たに事業承継する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
42	事業承継特別資金	県内で新たに事業承継する中小企業者であって全国統一制度の事業承継特別保証を利用して事業承継を図る者	運転借換	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
緊急経済対策特別支援資金						
43	通常枠	特定中小企業者(※1)又は特例中小企業者(※2)又は中小企業者又は経営力強化保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合融資の場合は、1組員あたり1中小企業者の限度額	7年以内 (但し、経営力強化保証を利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			借換	個人・会社・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合融資の場合は、1組員あたり1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
44	伴走支援枠	全国統一制度の伴走支援型特別保証を利用して経営改善を図る者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 6,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表者以外は徴求しない
45	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	※組合融資の場合は、1組員あたり1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求
46	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める				

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
47	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市・西条市・四国中央市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証及び中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
52	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制 度 名		対 象	資金 用途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
53	公 害 防 止 保 証	中 小 企 業 者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
54	エ ネ ル ギ 一 対 策 保 証	中 小 企 業 者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
55	海 外 投 資 関 係 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
56	新 事 業 開 拓 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
57	経 営 安 定 関 連 保 証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
58	東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急 保 証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
59	危 機 関 連 保 証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特例中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
60	創 業 関 連 保 証	創業等を行うとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事 業を開始(会社を設立)した日以後5 年を経過していない中小企業者	運転 設備	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して3,500が限度	10年以内	徴 求 し な い 徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
61	再 挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験を有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会 社を解散した日から5年を経過する前 に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して3,500が限度	10年以内	徴 求 し な い 徴 求 し な い (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業 破綻金融機関等 関連特別保証	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認 定 中 堅 業 者	運転	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴 求 し な い (但し、10,000万円超の 保証の際は必要)
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
63	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認 定 中 堅 業 者	運転	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴 求 し な い
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
64	災 害 関 係 保 証	被 災 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
65	労 働 力 確 保 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求
66	中 小 小 売 商 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
67	商 店 街 整 備 等 支 援 関 連 保 証	認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
68	伝 統 的 工 芸 品 支 援 関 連 保 証	認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
69	地域伝統芸能等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
70	流通業務総合効率化関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
71	小規模事業者支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
72	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
73	※D 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
74	※E 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
75	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
76	中心市街地商業等 活性化支援関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
77	※F 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
78	※G 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
79	※H 異分野連携新事業 異分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
80	※I 周辺地域整備関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
81	※J 中小企業特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者（株式 会社・特別有限会社・合名会社・合資会社・合同 会社） (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ（自己 資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上）か つ（使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上） (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ（自己資 本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ （使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上） (3) 総資産額5億円以上かつ（自己資本比率15% 以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ（使用総資 本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレ ッジ・レシオ1.0倍以上）	運 転	会 社 45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の 保証の際は必要)
			設 備			一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50,000以内と する 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100,000以内とする
82	※K 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
83	※L 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※M 下請振興関連保証	振興事業を実施する中小企業者	運転設備	個人・会社 組 合	48,000 68,000	5年以内 7年以内	徴求しない(法人は代表者のみ徴求) 8,000万円超の保証の際は担保徴求する 流動性担保保証を利用する場合は、売掛債権に限り徴求する。
85	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※N 事業再生円滑化関連保証 (PLEDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転設備 <small>(経済産業省令で定められているものに限る)</small>	個人・会社 組 合	28,000 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	※O 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の振興に必要な資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	※P 農商工等連携事業 関連保証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 組 合	28,000 (100,000) 48,000 (140,000)	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	農商工等連携 支援保証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転 設備	個人・会社	28,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者	運転 設備	認定中小企業者の代表者個人	28,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 原則認定中小企業者
92	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	商店街活性化 事業保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転 設備	個人・会社 組 合	28,000 48,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	商店街活性化 支援保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転 設備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	経営革新等 支援保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	情報提供支援 関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転 設備	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	※R 特定下請連携 事業保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転 設備	個人・会社 組 合	28,000 (40,000) 48,000 (60,000)	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
98	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			(事業再生計画の実施に必要な資金)	組合	48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			(事業再生計画の実施に必要な資金)	組合	48,000		原則として、法人代表者以外は徴求しない
100	連携創業支援等証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
101	地域産業資源活用支援証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
102	※S 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する特定事業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
103	地域経済牽引事業証	認定特定事業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
104	地域経済牽引支援証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
105	商店街活性化促進事業証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
106	先端設備等導入証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
107	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	特定経営承継準備証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
110	技術等情報漏えい防止措置証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
111	※T 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
112	※U 事業継続力強化関連保証	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組合 28,000 (70,000) 48,000 (120,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
113	※V 連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組合 28,000 (60,000) 48,000 (120,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
114	情報処理システム 運用・管理関連保証	経済産業大臣が定めた情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針に掲げる事項に関する取組の実施状況が優良なものであること等の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 組合 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
115	特定高度情報通信技術活用 システム開発供給等関連保証	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画又は導入に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 組合 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
116	経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)に該当する中小企業者 (1) 経営承継円滑化法の規定による認定を受けていること (2) 法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和している借入金がないこと	運転	会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
117	特定連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち法第2条第2項第3号又は第4号に掲げるもの。	運転	個人・会社・ 社会福祉法人・ 特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
118	下請中小企業取引機会 創出事業関連保証	下請中小企業取引機会創出事業を行う者として経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。	運転	個人・会社 580,000 (108,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
119	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し1,000万円を限度とする				
120	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
(※2)「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度

人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、経営承継借換関連保証、特定連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※)の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。

- 一般保証の合計は、普通保険に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
- 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
- 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。

5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円（うち無担保保証人保証2,000万円）の範囲内で取り扱います。
- また、別枠を利用した場合、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円（組合の場合は80,000万円）、無担保保証16,000万円（うち無担保保証人保証4,000万円）、最大で56,000万円（組合の場合は96,000万円）が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっておりますが、その額を保証限度額に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご注意ください。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「39創業関連資金」、「60創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅企業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要となります。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
- (新事業開拓保証に該当する場合)
- 別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (海外投資関係保証に該当する場合)
- 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (流動資産担保保証に該当する場合)
- 別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
9. ※J中小企業特定債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式（ただし保証協会の保証は割合は80%）となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続

力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証で流動性担保保証を行う場合には、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
12. ※N事業再生円滑化関連保証（特例小口保険利用の場合を除く）および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
- (新事業開拓保証に該当する場合)
- 別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (海外投資関係保証に該当する場合)
- 別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (流動資産担保保証に該当する場合)
- 別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
17. ※T社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
- また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
18. ※U事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
19. ※V連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
20. ※W下請中小企業取引機会創出事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

区分	制 度 名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										有担保割引の適用	その他定率適用の適用						
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分								
別 枠 保 証	57 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 1号～4号、6号 5号、 7号～8号	(下記以外)		○													0.80				
		特別小口保険利用			○													0.70			
		NPO法人(注12)			○													0.80			
	58 東日本大震災復興緊急保証	(下記以外)		○														0.80			
	59 危機関連保証	特別小口保険利用			○													0.80			
	60 創業関連保証			○														0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)			
	61 再挑戦支援保証			○														0.80			
	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	62 破綻金融機関等関連特別保証		協調融資	○														0.75		
		63 破綻金融機関等関連特別無担保保証		協調融資	○														0.65		
	64 災害関係保証			○															0.80		
	65 労働力確保関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	66 中小小売商業関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	67 商店街整備等支援関連保証			○															1.15		○
	68 伝統的工芸品支援関連保証			○															1.15		○
	69 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	70 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	71 小規模事業者支援関連保証			○															1.15		○
	72 特定中小企業再生支援関連保証			○															1.15		○
	73 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		流動資産担保保険利用		○															0.68		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
	74 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用		○															1.00		○
	75 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	76 中心市街地商業等活性化支援関連保証			○															0.70		
	77 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注5)		○															1.30		
	78 経営革新関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
		海外投資関係保険利用		○															1.00		○
	79 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		流動資産担保保険利用		○															0.68		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
	80 周辺地域整備関連保証	海外投資関係保険利用		○															1.00		○
		(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.85		
		NPO法人(注12)		○															0.68		
	81 中小企業特定社債保証	新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
		(下記以外)		○															1.15		○
	82 特定研究開発等関連保証	特別小口保険利用			○														0.80		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
		(下記以外)		○															0.68		
	83 流動資産担保融資保証 (ABL保証)			○																	
	84 下請振興関連保証	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.80		
	85 事業再生保証 (DIP保証)	流動資産担保保険利用		○															0.56		
		(下記以外)		○															2.20		
	86 事業再生円滑化関連保証 (PLEDIP保証)	(下記以外)		○															1.76		
		特別小口保険利用			○														0.85		
	87 特定信用状関連保証 (LC保証)	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.80		
	88 農工商等連携事業関連保証	流動資産担保保険利用		○															0.68		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
		海外投資関係保険利用		○															1.00		○
		(下記以外)		○															1.15		○
	89 農工商等連携支援関連保証	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.85		
	90 経営承継関連保証	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.85		
	91 特定経営承継関連保証	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.85		
	92 一括支払契約保証(注9)	(下記以外)		○															1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.80		
	93 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)		○															0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	94 商店街活性化支援関連保証			○															1.15		○
	95 経営革新等支援関連保証			○															1.15		○
	96 情報提供支援関連保証			○															1.15		○

区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）														
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他任意割引の適用				
別 枠 保 証	97 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
		新事業開拓保険利用	○																○
	98 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (注15)	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
	99 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (注15)	(下記以外)	○						0.8 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.0)										
		特別小口保険利用			○				1.0 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.2)										
	100 連携創業支援等関連保証	(下記以外)	○																○
	101 地域産業資源活用支援関連保証	(下記以外)	○																○
	102 経営力向上関連保証	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
		新事業開拓保険利用	○																○
		新事業開拓保険 (注4)	○																○
	103 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
	104 地域経済牽引支援関連保証	(下記以外)	○																○
	105 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
	106 先端設備等導入関連保証	(下記以外)	○																
		特別小口保険利用			○														
	107 情報処理支援関連保証	(下記以外)	○																○
108 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○					1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			○	
	特別小口保険利用			○														○	
109 特定経営承継準備関連保証	(下記以外)	○																○	
110 技術等情報漏えい防止措置関連保証	(下記以外)	○																○	
111 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
	新事業開拓保険利用	○																○	
	新事業開拓保険 (注4)	○																○	
112 事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
	新事業開拓保険利用	○																○	
	新事業開拓保険 (注4)	○																○	
113 連携事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
	新事業開拓保険利用	○																○	
	新事業開拓保険 (注4)	○																○	
114 情報処理システム運用・管理関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
115 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
116 経営承継借換関連保証	(下記以外)	○					1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			○	
	特別小口保険利用			○														○	
117 特定連携事業継続力強化関連保証	要綱5、⑤の書面に掲げる確認項目全てに専門家が満たすものと判断したとき	○					1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20			○	
	(下記以外)	○					1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			○	
118 下請中小企業取引機会創出事業関連保証	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
	新事業開拓保険利用	○																○	
119 追認保証 (注1)	(下記以外)	○																	
	特別小口保険利用			○															
120 借換保証 (注2)	(下記以外)	△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45					△	

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものである。責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
 - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率に依る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない事業者である事業者
 - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - 金融機関からの借入れ（当該保証関係に係るものに限る。）に依る連帯債務を負担する事業者
 - 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 - 一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応）を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- (注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
(注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
(注3) 「小口専断企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特例含む＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない。に定める料率による。
(注4) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
(注5) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
(注6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示利率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
(注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
(注8) 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証（ロングサポート3000）」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
(注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
(注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
(注11) 「経営力強化保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。
(注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法のことです。
(注13) 「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「39創業関連資金」、「60創業関連保証」のいずれかを併用します。
(注14) 「財務体質強化保証」については、経営安定関連保証を併用する場合は同保証に定める料率による。
(注15) 「事業再生計画実施関連保証」及び「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合及び、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行した経営安定関連保証5号の既借入金を本制度で借り換える場合（保証付きの既借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

保証協会団信実績

| 2022年2月 |

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2022年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
33件	32,570万円	1,403件	1,062,607万円	757万円	51.5歳

〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	7	17,850	403	360,961
四国銀行	0	0	11	13,445
百十四銀行	0	0	13	17,100
阿波銀行	0	0	2	2,000
広島銀行	0	0	13	9,230
山口銀行	0	0	1	1,500
愛媛銀行	5	2,600	375	305,715
香川銀行	0	0	24	26,160
高知銀行	1	350	28	19,197
徳島大正銀行	0	0	4	2,290
愛媛信金	15	8,870	380	211,762
東予信金	1	600	76	46,430
川の江信金	1	500	26	25,467
宇和島信金	3	1,800	44	20,050
三菱UFJ	0	0	1	500
商工中金	0	0	1	300
えひめ南農協	0	0	1	500
合計	33	32,570	1,403	1,062,607



Great!

電波の届かない空間。
澄みきった清流

眺めるだけで癒される手つかずの自然が
今なお多く残る最高の佳境



小田深山溪谷

【おだみやまけいこく】

遊歩道全長約1.5km(内子町)



松 山から約1時間半。小田深山溪谷は、仁淀ブルーと言われる仁淀川水系の源流の一つです。海拔750mから1560mに位置する国有林の中にあり、未だ自然の姿を留めています。その風景を楽しむための遊歩道も整備され、本流は10kmにも及び、川底まで透き通って見えるほどの透明度です。

川面に映る緑の木々と光と影が作り上げるコントラストは圧倒的な存在感。優しく響く川のせせらぎ、鳥のさえずりや虫たちの声が、全身に降り注いできます。生命力に満ち溢れた世界でありながら、街の喧騒とは異なる心癒される場所です。

春から秋にかけては、溪流釣り（鑑

札要）やキャンプを楽しむ人も数多く訪れます。上流には水があるのに、河口には一滴の水もない「尻無川」、1本の楓の木が3面に紅葉するという「深山夫婦もみじ」、度重なる激流によって回転して現在の位置に収まった「廻り石」などの“深山七不思議、を見つけながら散策するのも良いでしょう。



Oda Miyama Valley

キャンプ場



2カ所のキャンプサイトがあり、営業期間は4月上旬～11月下旬

バーベキューや溪流釣りなど家族揃って豊かな自然の中で過ごせます。



散策MAP



溪谷沿いの約1.5kmの遊歩道を散策しながら、自然が織りなす溪谷美が満喫できる。

※キャンプ場については予約が必要。溪流釣りは面河川漁協の鑑札が必要。





愛媛県信用保証協会

EHIME GUARANTEE

[本 所]

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7,8,9階
総務部/総務課 Tel 089-931-2111(代) Fax 089-931-2107
電算課 Tel 089-931-2115 Fax 089-931-2170
業務統括部/保証企画課 Tel 089-931-2119 Fax 089-931-1026
企業支援課 Tel 089-931-2114 Fax 089-931-1026
債権管理部/管理課 Tel 089-931-2128 Fax 089-931-2129
代位弁済課 Tel 089-931-2117 Fax 089-931-2129
監査室 Tel 089-931-2180 Fax 089-931-2129

[松山事業部]

松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町 **業務区域**

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階
保証一課・保証二課 Tel 089-931-2118 Fax 089-931-2174

[新居浜支所]

新居浜市・西条市・四国中央市 **業務区域**

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
Tel 0897-33-8282 Fax 0897-33-8284

[今治支所]

今治市・上島町 **業務区域**

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
Tel 0898-23-0170 Fax 0898-23-0758

[八幡浜支所]

八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町 **業務区域**

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
Tel 0894-22-2003 Fax 0894-22-3137

[宇和島支所]

宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町 **業務区域**

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
Tel 0895-22-6556 Fax 0895-22-6583



保証協会の
ホットな話題を
お届けしています。

●表紙の俳句



春や昔十五万石の城下哉
正岡子規(1867~1902)

俳都松山を象徴する句で、近代俳句の始祖正岡子規の代表句。初代藩主加藤嘉明は20万石、15万石は松平定行の石高でした。松平定行が伊勢の桑名よりお城入りしたのは寛永12年(1635)。この句が出来た明治28年からみて260年も前のことであり、「春や昔」の感が深くあります。日清戦争従軍記者として戦地に赴く直前の句です。